

第43号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月8日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和33年足立区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中42の項及び43の項を削り、44の項を42の項とし、45の項から96の項までを2項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

東京都ふぐの取扱い規制条例の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。